

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日付に当たる)

鳥取県告示第十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第四項の規定に基づき、国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年一月十四日

目次

◇告示 国民健康保険医等の登録があつたものとみなされるもの

（保険課）

保安林の指定の解除（三件）（森林保全課）

土地区画整理組合の設立の認可（都市計画課）

開発行為に関する工事の完了（〃）

◇教委告示 定例教育委員会の招集（総務課）

◇公 告 行政書士試験の合格者（市町村振興課）

職業訓練指導員試験の実施（労政・能力開発課）

平成五年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度）の実施
(人事委員会総務課)

平成五年度鳥取県警察官採用試験（大学卒業程度）の実施（〃）

鳥取県告示第十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成六年一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録があつたものとみなされる年月日
宮谷克也	鳥医第四、八三七号	平成五年十月二十日

一 解除に係る保安林の所在場所

倉吉市大原字保木一〇九一の一・一〇九一の三から一〇九一の五まで
(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、一〇九一の二二、一

○九一の一三、一〇九一の一五、一〇九一の一六

二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二十号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成六年一月十四日

鳥取県知事 西 尾 次

公共施設用地とするため

鳥取県告示第二十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成六年一月十四日

鳥取県知事 西 尾 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字宮場字西山五三三の二、五三四の三

二 保安林として指定された目的

なだれの防止

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第二十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第二百四十九号)第十四条第一項の規定に基づき、米子市觀音寺土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年一月十四日

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ御建山下一九五〇の四八

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成6年1月十四日

一 事業施行期間

平成6年1月十四日から平成16年3月三十日まで

二 施行地区

米子市觀音寺字才ノ後、字三反田、字トイノ口下及び字久下の各全部
 並びに字岩崎、字五反田、字修理田、字外河原、字外河原下、字竹ノ下、
 字トイノ口、字樋ノ口及び字免ヶ坪の各一部並びに車尾字土井及び字古
 川の各全部並びに字上河原、字内河原、字油免、字スゲサ、字高黒、字
 野正、字野正西及び字柳堀の各一部

三 事務所の所在地

米子市觀音寺四一九一六

四 設立認可の年月日

平成6年1月十日

五 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

六 公告の方法

事務所及び施行地区周辺の掲示場に掲示して行う。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成6年1月十四日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定に

より告示する。

鳥取県告示第二十三号

一日時 平成6年1月十九日（水）午前十一時
 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会教育委員室

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成3年六月二十九日 鳥取県指令受都計三一三第二号

二 工区（第一工区）に含まれる地域の名称

倉吉市巖城字長谷、字向山、字北峯及び字首切谷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市和田東町九一四一〇〇

株式会社倉吉インターヒルズゴルフクラブ

代表取締役社長 村田孝明

次

III 講題

- 1 平成6年教員教養試験の実施について
- 2 ルネ坦

公 告

平成5年10月24日に実施した平成5年度行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

平成6年1月14日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

博 田 篤	木 村 敦 志	久 本 三 紀
山 本 和 俊	中 嶋 健 雄	小 崎 智
富 長 秀 明		

1 試験を実施する職種

情報処理科

2 試験の日時

平成6年3月15日(火)午前10時から

3 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁会議室

4 試験の実施方法

- (1) 試験は、実技試験及び学科試験とする。
- (2) 試験の科目は次の表に掲げるとおりとする。ただし、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第46条に規定する者は、実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けることができる。

免許職種	実技試験の科目	学 科 試 験 の 科 目
情報処理科	1 システム設計 2 プログラム設計	1 指導方法 (職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業能力開発関係法規)
	2 関連学科	(1) 系基礎学科 ア ソフトウェア(言語理論、プログラム言語、オペレーティングシステム及びデータベース構造) イ ハードウェア(情報理論、中央処理装置、周辺装置及びコンピュータ・ア

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成6年1月14日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成6年1月6日曜金

鳥取県公報

<p>5 受験資格</p> <p>試験を受けることができる者は、職業能力開発促進法第30条第3項各号に掲げる者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 禁治産者又は準禁治産者 イ 禁固以上の刑に処せられた者 ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
<p>6 受験申請書の提出期間</p> <p>平成6年2月28日（月）から同年3月8日（火）まで（日曜日及び土曜日を除くものとし、郵送による場合は、平成6年3月8日（火）までの消印のあるものに限り受け付けるものとする。）</p>
<p>7 受験申請書の提出先</p>
<p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部労政・能力開発課（持参又は郵送による。）</p>
<p>8 受験申請書の添付書類</p> <p>ア 履歴書</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に正面から脱帽して撮影した縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）</p> <p>ウ 試験の免除を受けようとする者にあっては、免除を受けることができることを証する書類</p>
<p>9 受験手数料及び納付方法</p> <p>(1) 受験手数料</p> <p>ア 実技試験 13,800円</p> <p>イ 学科試験 2,600円</p> <p>(2) 納付方法</p> <p>(1)に掲げる額に相当する鳥取県収入証紙を受験申請書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。</p>
<p>10 合格者の発表</p> <p>合格者の氏名は、平成6年3月22日（火）に鳥取県公報で公示するとともに、合格者にはその旨を通知する。</p>
<p>11 その他</p> <p>(1) 試験に関する注意事項（収集時間、携帯品等）は、後日受験票を交付する際に受験者に通知する。</p> <p>(2) 試験に関する詳細は、鳥取県商工労働部労政・能力開発課（電話0857-26-7222）に照会すること。</p>

条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）

第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成6年1月14日

鳥取県人事委員会委員長 加藤威

(3) 試験の場所
鳥取県庁 烏取市東町一丁目220

(2) 第二次試験
平成6年2月15日(火)

(1) 試験種目
教養試験(多肢選択式)及び適性試験(多肢選択式)

1 試験の名称
平成5年度鳥取県職員採用試験(高校卒業程度)
2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
警察事務	2名

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職

警察に勤務する行政職給料表1級主事の職

給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額134,900円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

昭和45年4月2日から昭和51年4月1日までに生まれた者。ただし、

日本国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16

(2) 最終合格者

平成6年3月28日(水)(予定)に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の

8 合格者の発表

(1) 第一次試験合格者

平成6年2月25日(金)(予定)に鳥取県庁本庁舎(鳥取市東町一丁目220)及び第二庁舎(鳥取市東町一丁目271)の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

(3) 試験の場所
鳥取県庁 烏取市東町一丁目220

(2) 試験の期日
平成6年3月15日(火)

(1) 作文試験、面接試験(個別面接)、適性検査及び身体検査

7 第二次試験

8 合格者の発表

(1) 第一次試験合格者

平成6年2月25日(金)(予定)に鳥取県庁本庁舎(鳥取市東町一丁目220)及び第二庁舎(鳥取市東町一丁目271)の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成6年3月28日(水)(予定)に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の

6 公職取扱い
印曜金 日14年1月6成平

平成6年1月14日 金曜日

鳥取県公職

- 1 階掲示板にその氏名を掲示して発表する。
なお、合格者には、書面で通知する。
- 9 採用の方法
最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載された後、任命権者からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。
なお、採用は、平成6年4月1日以降の予定である。
- 10 受験手続
(1) 受験申込書の交付
受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局、東京及び大阪事務所、鳥取県警察本部 警務部警務課、県内の各警察署、警察官派出所並びに警察官駐在所において交付する。
- (2) 受験の申込み
受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。
- (3) 受付期間及び受付時間
ア 受付期間
平成6年1月17日（月）から同年2月3日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）
なお、郵送による申込みは、平成6年2月3日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- イ 受付時間
8時30分から17時まで

- 11 その他
(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局（鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553）を行うこと。
(2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、80円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。
(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照のこと。

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成6年1月14日

鳥取県人事委員会委員長 加藤威

- 1 試験の名称
平成5年度鳥取県警察官採用試験（大学卒業程度）
- 2 採用予定者数
3名
(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。
- 3 対象となる職
警察に勤務する公安職給料表1級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額 180,300 円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

昭和41年4月2日から昭和47年4月1日までに生まれた男子。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第一次試験

(1) 試験種目

教養試験(多肢選択式)及び論文試験

(2) 試験の期日

平成6年2月15日(火)

(3) 試験の場所

鳥取県庁 鳥取市東町一丁目220

7 第二次試験

(1) 試験種目

面接試験(個別面接)、適性検査、身体検査及び体力検査
なお、身体検査の項目及び基準は、別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

平成6年3月14日(月)及び15日(火)

(3) 試験の場所

鳥取県庁 鳥取市東町一丁目220

8 合格者の発表

(1) 第一次試験合格者

平成6年2月25日(金)(予定)に鳥取県庁本庁舎(鳥取市東町一丁目220)及び第二庁舎(鳥取市東町一丁目211)の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成6年3月23日(水)(予定)に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

9 採用の方法

最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載された後、任命権者からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。

なお、採用は、平成6年4月1日以後の予定である。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局、東京及び大阪事務所、鳥取県警察本部警務部警務課、県内の各警察署、警察官派出所並びに警察官駐在所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 受付期間及び受付時間

9 平成6年1月14日 金曜日

鳥取県公報

ア 受付期間

平成6年1月17日（月）から同年2月3日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送による申込みは、平成6年2月3日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

8時30分から17時まで

II その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局（鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、80円切手をはった、あて明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

別表

身体検査の項目及び基準一覧表

検査項目	基準
身長	160センチメートル以上であること。
体重	47キログラム以上であること。
脚	78センチメートル以上であること。

視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上で、かつ、矯正視力が1.0以上であること。
弁色力	正常であること。
聽力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障のないこと。